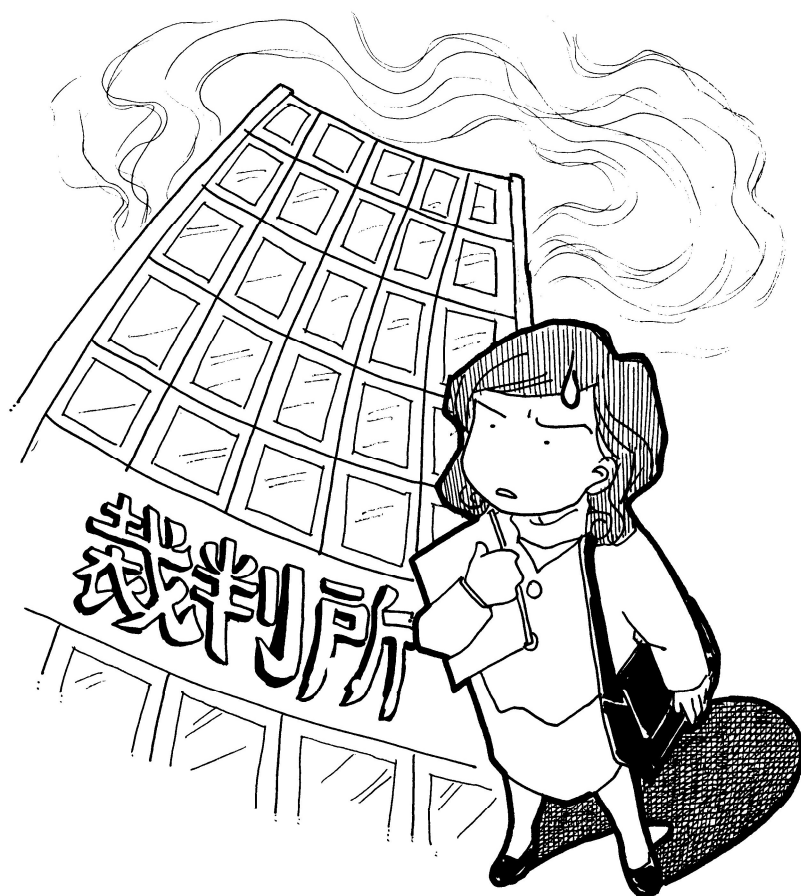


家庭裁判所チェック

✓ 2012



共同親権運動ネットワーク・家庭裁判所監視団

★コンテンツ

✓家裁チェックニュース２０１２ …… ２

- ・ キチガイ発言「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」
- ・ 若林裁判官「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない」
- ・ 名古屋家裁一宮支部面会交流「もみけし」事件

✓民法７６６条改正に伴う家庭裁判所アンケート調査結果 …… １３

✓裁判官に気をつけろ２０１２ …… １７

- 小田正二裁判官（東京家裁）編
- 小川紀代子裁判官（名古屋高裁金沢支部）
- 近田正晴裁判官（岐阜家裁多治見支部長）
- 遠田真嗣裁判官（名古屋家裁一宮支部）
- 小川貴紀裁判官（名古屋家裁一宮支部） 編
- 今井理基夫裁判官（千葉家裁）編
- 駒谷孝雄裁判官（千葉家裁）編
- 市村陽典裁判官（東京高裁）編
- 若林辰繁裁判官（千葉家裁松戸支部）続編
- 田中智子裁判官（東京家裁、現神戸地裁）編
- 石川義則裁判官（東京高裁、2012 年現在退職）編

✓調査官にも気をつけろ …… ２４

- 町田調査官（千葉家裁松戸支部）編
- 島田泰調査官（名古屋家裁一宮支部）編
- 森下多美子調査官（名古屋家裁岡崎支部）編

✓家庭問題情報センター問題 …… ２６

表紙絵●太田ＤＯＫＯ（『子どもに会いたい親のためのハンドブック』より転載、社会評論社・２０１３年）

.....家裁チェックニュース2012.....

✓キチガイ発言「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」

2012年2月、インターネット上のブログ「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」で家庭裁判所の利用者について、「当事者のキチガイ率も異常に高い」という書き込みがなされました。最高裁判所人事局に問い合わせたところ、ブログ作成者が内部のものであることは否定しませんでした。

これに対して、私たち別居親や家庭裁判所利用者への支援を行っている、12団体で「裁判所職員の家庭裁判所利用者への差別発言を許さない共同声明」を挙げました。

主権者と利用者を見下した裁判所職員の「お上意識」がこのような発言がくり返される背景にあります。

..... 裁判所職員の家庭裁判所利用者への 差別発言を許さない共同声明

去る2月4日、インターネット上のブログ「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」というサイトで、「今度こそ、家裁の人气がないのは、テミス様に誓ってガチです」というタイトルの書き込みがされました。

(http://blog.goo.ne.jp/sleepingcat_2006/e/f36ca73ba7661c63f4756726e8a42f50)

このブログは家庭裁判所利用者の当事者の対立が激しいことを指摘し、「当事者のキチガイ率も異常に高い」と発言しています。また、窓口や電話での当事者対応を例に挙げ、

「お前のイカレ話を聞いていると、他の仕事が全部ストップしてしまうから、さっさと消えろ」と述べています。さらに、自殺を図ろうとする当事者を、「裁判所でやられると、後始末が大変だから、止めてくれ。ああ、敷地の外でなら、いつでもどーぞ」と言い放ち、聞くに堪えません。ブログの副題は、「裁判所の一職員が勝手なことをしゃべるブログです」とあります。たしかにブログの内容は裁判所の職員間の家裁評価や人事上の扱いなど、裁判所職員にしか知り得ないものも具体的に書かれています。裁判所職員の作成したブログとしか考えられません。

このような差別発言を私たちは断じて許すことができません。家族をめぐる争いは誰にでも起こりうることです。まして家庭裁判所は家族の悩みを抱えた人たちのための機関です。悩んだ末に、家庭裁判所に行かざるをえない人たちに対してなされる「お上意識」そのままの発言は、家庭裁判所の存在自体を否定するものです。これらの発言を裁判所が容認するなら、裁判所自体の意識が、このブログと同じであるということになります。

私たちは、この差別発言に強く抗議します。裁判所はブログの管理者を特定し、厳正な処分を科してください。二度とこのような事態がくり返されないように、裁判所全体の意識改革を私たちは求めます。

IAPCR (International Association for Parent Child Reunion)、親子交流を考える岐阜の会、親子ネット関西、親子ネットNAGANO、共同親権運動ネットワーク、共同親権運動ネットワーク別府、共同養育センターつむぎ、くにたち子どもとの交流を求める

親の会、コトオヤネットさっぽろ、中部共同
親権法制化運動の会、日本家族再生センター、
Fathers' Website、面接交流ネット（以上1
4団体）

◎記事から

裁判所職員？の差別発言「裁判所職 員のぶっちゃけ時事放談」

先日、「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」
というブログで、家裁利用者を「キチガイ」
と呼んでいるというメールが寄せられた。ブ
ログの書き込みは2月4日付けで、「今度こそ、
家裁の人氣がないのは、テミス様に誓ってガ
チです」というタイトルのもの。見てみると、
家庭裁判所利用者の当事者の対立が激しいこ
とを指摘し、「当事者のキチガイ率も異常に高
い」とあった。窓口や電話での当事者対応を
例に挙げ、「お前のイカレ話を聞いていると、
他の仕事が全部ストップしちゃうから、さっ
さと消えろ」という。自殺を図ろうとする当
事者を、「裁判所でやられると、後始末が大変
だから、止めてくれ。ああ、敷地の外でなら、
いつでもど一ぞ」とも言い放つ。ブログの副
題は、「裁判所の一職員が勝手なことをしゃべ
るブログです」。「甲野太郎」名のブログは、
実際に裁判所の職員が作ったかどうかは不明
だ。とはいえブログには、裁判所の職員間の
家裁評価や人事上の扱いなど、裁判所職員に
しか知り得ないものも具体的に書かれている。
そう思わせるに十分な内容だ。

ぼくたちは、主に離婚をきっかけに子ども
に会うのが難しくなった親たちで会を作って
いる。子どもと会うためには、家庭裁判所に
調停を申し立てることが公式な手段だ。しか
し、子どもと暮らす側の親がかたくなになる

と、子どもとは引き離される。こういった現
象は片親疎外として日本でも知られるよう
になってきた。離婚の渦中、さらに子どもと引
き離された当事者の心理的な負担は相当なも
のだ。実際、ぼくが知っているだけでこの4
年、「敷地の外」で子どもに会えない親、3人
が自殺している。それ以外にもフランス大使
館は、日本人との結婚で、3人のフランス人
の別居親の自殺を発表している。家裁に行っ
ても、子どもと会うという取り決めができる
確率は約半分。月に1回以上の取り決めがで
きるのは、さらにそのうちの半分となってい
る。それも2時間ほどで、守られる保障はな
い。子どもに会いたいと相談に来た人にはこ
ういう。「ぼくたちハエっすよ、ハエ」。期待
して家裁に行くと、バシッと打ち落とされる。

家裁には交流を履行させるための強制力が
弱く、結果、「実効支配」が「母性優先」より
も優先ルールとなっている。子どもを持っ
ていない親には、男女かわらず調停委員や裁
判官は子どもを諦めさせる。母親は、「あなた
まだ若いんでしょ、再婚して子ども生んだら」
と言われ、父親は、「子どもが小さいうちは女
が育てるのが当たり前」と言われたりする。
昨年民法に「面会及びその他の交流」という
文言が明文化された。その5月、千葉家裁松
戸支部の若林辰繁裁判官は、調停でその国会
での審議を示した父親に、「法務大臣が国会で
何を言おうと関係ない。国会審議など、これ
まで参考にしたことは一度もない」と言い放
っている。

そんな家裁の現実なので、ブログの書き込
み自体には「やっぱりね」と驚きはなかった。
とはいえ、いいわけないので、別居親や、家
族支援をしている13の団体で3月5日に
「裁判所職員の家庭裁判所利用者への差別発
言を許さない共同声明」を公表した。翌日
には最高裁判所に要請。一人で行くかと思っ

たけど、電話したら一人いっしょに来てくれた。昼休みには西門で声明文を職員たちに配った。

事前に新聞記者が問い合わせていたのもあってか、要請では異例なことに最高裁から伝えて欲しいと文書が読み上げられた。いつもは要請があるというめんどくさそうに「郵便で送ってください」と言ってくる。何でも2月末ごろに、書き込みの「内容によっては、国家公務員法上の守秘義務に抵触する可能性があるほか、守秘義務に抵触しない場合でも、事件関係者を侮辱したり、誹謗中傷したりするような内容が含まれていれば、国家公務員法上禁止されている信用失墜行為に該当することもあるから、裁判所職員として法規を遵守することについて、職責を負っていることをあらためて認識し、国民からの信頼が損なわれることがないよう」、ネット利用にあたって注意喚起を促す文書を、全職員に対して配ったという。

書き込みタイトルの「テミス様」というのは剣と天秤を持つ正義の女神。「ガチです」って言うてくらだから、本人いいことしたと思っている。そもそも注意して書いてんだろうから、何の意味もないことだ。これで幕引きはありえない。

「これじゃ受け取った側は何のことかわかんないじゃないですか。職員なら特定して処分すべきだし、職員じゃないなら職員の名前を語ってるわけだからやっぱり問題でしょう。このブログの書き込みについて裁判所の見解を公表しないと」と出てきた職員に言った。「法律村」の掟に忠実かどうかより、「聞きたいのはあなたの考えよ」。だいたい事前に何度も電話しているのに、担当の職員すら出てこない。

翌日には、書き込みだけでなく、ブログそのものがネット上から消えていた。3月14

日、最高裁に対応を問い合わせると、「検討中」との答えが返ってきた。

この書き込み、裁判所全体を覆っている「お上意識」がボロりと表に出たにすぎない。「後始末がたいへん」なのは「敷地の中」だ。

(宗像 充)

＊雑誌「インパクション」184号に寄稿したものを加筆修正し「共同親権運動」20号に掲載

.....

「裁判所職員のぶっちゃけ時事放談」 その後 裁判所職員が家裁利用者を 「キチガイ」呼ばわり

前号（「共同親権運動 20 号」で紹介した「裁判所職員」を名乗る甲野太郎が自身のブログで家裁利用者を「キチガイ」と呼んだ問題。

13 団体で抗議声明を挙げ（その後 14 団体に）、裁判所にはk ネットから、犯人の特定と研修の実施を求めて要望書を出し、期限を区切って重ねて書面での回答を求めた。これまで何回か、裁判所宛に書面での回答を求めたことがあるが、書面での回答をもらったことは一度もない。期限が過ぎてしばらくして、最高裁に電話して、いつも対応窓口になっている丸山審査官を呼び出したところ、人事のほうから伝えて欲しいと言われて、回答らしき文面を読み上げられた。「文書での回答はどうなったんですか」と聞いても、答えはない。

「ブログの作成者が裁判所職員である可能性は否定できないと考えて注意喚起を行ったが、ブログの作成者が裁判所職員であるか否かの特定は困難であり、作成者が職員であることを前提とした処分の検討や再発防止策の策定などは難しい。

また研修については、これまでも家庭裁判所の職員に対し、接遇に関する研修も含め、

家庭裁判所の事務処理に必要な知識を付与する研修を行ってきたところであるが、今後も必要な研修を行っていきたいと考えている」

という内容だった。前回最高裁に申し入れた際、最高裁が職員向けに書面を配ったのは確認していた。実際、裁判所職員の一人にそのことを聞くと、「回ってきましたよ。でもこれじゃあ何のことを言っているかわかんないですよ」というのが、その方の感想だった。申し入れたその場で情報開示請求してしばらくして開示された。

回覧文書は、人事局能率課長の永田昌敏名義で、事務総局各局庶務主任、司法研修所総務課長、裁判所職員総合研修所総務課長、最高裁判所図書館総務課長宛に2月24日付けで配られた「インターネットを利用する際の服務規律の遵守について」というもの。同じく「職員各位」に同日、人事能率課から同様の文書が配られている。

丸山さんに、とくとくと30分ほどあんたそりゃおかしいって思わんの、といちいち説明した。

「だいたい、『テミス様に誓ってガチです』と

か言ってるんですよ。いいことしたと思ってんだから、注意喚起したって、本人意味分かってないでしょう」

と言ったら丸山さんに受けてた。

「うちの近所で、交番のおまわりが拳銃で人殺しましたけど、警官に職質されたら、あんたらにそういうこと言われたくないわと、言いたくなりますよ。そんなこと言われるの職員としていやでしょう。裁判所が、組織として、そういうのよくないし、こういうことになったこと自体反省してますって言わないといやな思いをするの、職員でしょう」

大体最高裁が裁判所の職員を大事にしないから、こんなブログができるというのがわかっていない。以前人事局のほうに電話したとき、「ほんとにだれがやったか知ってるんですよ」と聞くと、しばらく電話口に流れた沈黙は何だったんでしょうね。そんな答えじゃ許してあげないからね。裁判所は弁護士会と同じく、これまで一度も世論のバッシングを受けたことのない官僚組織だ。反省しない組織に未来はありますか、テミス様。(宗像充)

＊「共同親権運動」21号に掲載

✓若林裁判官「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない」

千葉家庭裁判所松戸支部において、調停中の渡邊泰之さんが、「面会交流」について明文化された5月26日の民法改正の国会審議で、当時の江田五月法務大臣が言った言葉を引用してしゃべったところ、「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など、これまで参考にしたことは一度もない」と若林辰繁裁判官が言いになったという問題です（この

日は国会で民法改正が成立した日でした）。

問題は、当初海外のメディアで取り上げられましたが、その後国内の週刊誌やテレビでも取り上げられ、2012年10月29日に、朝日新聞「AERA」で当事者の渡邊さんが実名で告発するという経過をたどりしました。

三権分立の原則を無視する裁判官発言に、kネットでも辞職を求める要望書を松戸支部

に提出したほか、国会でこの問題が取り上げられ、訴追委員会で審議されるかどうかが争点となっています。

■あらすじ

以下は、渡邊さんの手記をもとに、家裁監視団がまとめたものです。

2011年4月19日 千葉家裁松戸支部

若林裁判官は、Yさん（渡邊さん）に対し、「あなたは連れ去り、連れ去りというけど、連れ去りではない可能性もあります。以前の裁判で、当初は子どもを連れ去られたと主張していた者が、やはり連れ去りではなかったと主張を撤回した例もあります」と言いました。

Yさんは「定義の仕方にもよるかもしれませんが、連れ去りが『一方の親の同意なく子の居所を移動すること』だとすれば、連れ去りの主張を撤回することなどありえません。裁判中に、私が妻による連れ去りに同意していたことに『気付く』ことがあるとでも言いたいのですか？」と反論すると、若林裁判官は話題を変えました。

2011年5月27日 千葉家裁松戸支部

民法改正法が成立した日にYさんは家庭裁判所に出頭していました。Yさんは、若林裁判官に対し、国会の議事録も提出した上で、「子の利益」を第一に考えた審査をしていたきたいとお願いしたところ、若林裁判官は「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など、これまで参考にしたことは一度もない」と言いました。

Yさんは、「立法者意思を全く無視して法解釈をして良いと家庭裁判所が判断する根拠は何ですか。司法は立法府より上の立場という

ことでしょうか」と尋ねたところ、「あなたと法律の議論をするつもりはない」と言って席を立ってしまいました。

若林裁判官が出て行った後、書記官に対し、Yさんは「今の裁判官の発言は、憲法の規定に反するのではないですか」と尋ねたところ、書記官は「裁判官は、社会情勢の変化を考慮して立法者意思と異なる判断をすることもある、ということを言いたかったのではないかと答えました。

Yさんが「法務大臣が『継続性の原則』を安易に適用すべきではないなどの答弁したのは昨日です。一晩で社会情勢が変わったのですか」と聞いたら、「そうですよね」と書記官も黙ってしまいました。

2011年5月27日 千葉家裁松戸支部

若林裁判官から「貴方は一般的な話ばかり書いてきて具体的な証拠を示さない。」と言われました。Yさんは「娘を昨年5月6日に連れ去られたという事実。そして、昨年の9月末に数時間、娘に会って以降、一切会えていないという事実。これ程、客観的で分かり易い事実を何度も陳述書に書きました。これらは、具体的な証拠ではないのですか」というと黙ってしまいました。

その後、以前提出した陳述書とほぼ同じ内容の文書を言葉を変え「証拠」として改めて裁判所に提出することになりました。

2011年12月20日 千葉家裁松戸支部

若林裁判官から「(婚姻費用の算定で) 職権で過去3月分の給与明細を職場に照会する」と言われた際に、Yさんから「今すぐ無理やり婚姻費用の話を進めなければいけない合理的理由・根拠を教えてください」と尋ねたところ、それには無視して答えず、Yさんの代理人に対し「代理人は今の発言を許すのですか」との言い方をしました。

代理人は「今、本人が発言をしていること

を止める理由は全くありませんが、どういう意味ですか？」と逆に質問したら若林裁判官は黙ってしまい、別の話に移しました。

2011年12月20日 千葉家裁松戸支部

若林裁判官が、審問を5分程度で終わらせようとしたため、Yさんが「裁判官に対して何点かお聞きしたいことがあるのですが」と聞くと「それは考えていません」と言って終わりにしようとしていました。

2011年12月20日 千葉家裁松戸支部

若林裁判官が「民法改正後もルールは一切変わっていない」と以前言ったことに對し、Yさんが「そのルールとは何ですか」と聞くと「申し上げることはございません」。さらに、「裁判官は憲法に基づき法に拘束されると規定されていますが、貴方は法に従わず独断で全て判断して良いと考えているのですか」と聞くと、若林裁判官は、「お答えする必要はありません」と言いました。

Yさんが「なぜ答える必要がないのですか」と聞いても、明確な答えはありませんでした。

以上のような具体的な発言だけでなく、Yさんが話をしている途中で遮って、更に声を大きくして、聞かないようにしようとする一方で、若林裁判官が話をしている途中で、例えばYさんの妻が反論をしようすると「貴方は黙っていなさい」などと叱って止めさせるなどの行為もしています。

k ネットでは、2011年「民法 766条改正に伴う家裁の運用改善を求める要望書」を最高裁と千葉家裁に提出し、それに対して千葉家裁からは、「今回いただいた要望書に記載されている処理に関する要望については各事件の内容によって家事審判官が個別に判断するものでお答えできません」との回答を受け取っています。また、2011年12月20日には、「若林辰繁裁判官の辞職を求める要

望書」を若林裁判官本人と、最高裁長官、東京高裁長官、千葉家裁所長宛に提出しています。さらに、2012年7月8日には「民法766条改正を生かした裁判所運営を求める要望書」を千葉家庭裁判所委員会宛に提出しています。

民法766条改正を生かした 裁判所運営を求める要望書

2012年7月8日

千葉家庭裁判所委員会委員長 松田清 様
千葉家庭裁判所委員会委員の皆様

日々、法曹の向上に努力されておりますこと、ありがとうございます。

昨年5月27日に、「面会及びその他の交流」について明文化した民法改正案が成立しました。この同じ日、子どもとの交流を絶たれ調停に出席した父親が、法務大臣の国会での答弁などを踏まえて「子の利益」に叶う判断をしてほしいとお願いしました。千葉家庭裁判所松戸支部の若林辰繁裁判官は以下のように述べました。

「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない。国会審議など、これまで参考にしたことは一度もない」

この父親が、「立法者意思を全く無視して法解釈をしてよいと家庭裁判所が判断する根拠は何ですか。司法は立法より上の立場ということでしょうか」と聞き返すと、「あなたと法律の議論をするつもりはない」と言って席を立ちました。

江田法務大臣は国会での審議において、「可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める。これはこの法律の意図する

ところだ。家庭裁判所の調停審判においてより一層そういった方向で努力がなされることを期待する」と述べ立法趣旨を明確にしています」

私たちも別居親団体として相談を受けましたが、この父親の子どもを育てたいという訴えは、一審では認められず、高裁でもすぐに却下されています。

私たちは、この若林裁判官の発言について、度々、裁判所の適切な対応を求めて所轄の千葉家庭裁判所と、松戸支部、及び最高裁判所に要望書を提出するとともに、法の趣旨に基づいた裁判所運営がなされるように、求めてきました。

またこの間、各報道でこの件が度々取り上げられたほか、先日、6月19日の参議院でも、桜内文城参議院議員が、「これこそ本当に裁判官の独立じゃなくて、裁判官の独善に陥っているんじゃないかと思うんですけど」と述べ、この発言を問題視して家庭裁判所のあり方を問う質問をしています。桜内議員の質問に答えて、最高裁判所家庭局豊澤佳弘局長は、「法改正等が行われた場合、新たに定められた法律の趣旨にのっとった法の解釈、適用あるいは実務の運用というのがなされるべきことは委員のご指摘のとおりでございます」と述べています。

私たちは裁判官にフリーハンドを与えているわけではありません。個別の事情に基づいた判断を裁判官がするのは当たり前ですが、若林裁判官の発言は、自身の思い込みに事例を当てはめて考えようとする、裁判官の思考停止の現れと、私たちは考えざるをえません。法律が民意を直接反映する国会で定められる以上、法律に主権者である私たちにとって必要な立法趣旨があるのは当たり前です。それを無視してはばからないなら、そもそも裁判官という職業自体を自己否定することになり

ます。

民法766条はこの4月から施行されています。また、「当事者にふさわしい適切な手続保障」を趣旨とする、家事事件手続法も来年4月から施行されます。当然、双方の法改正の趣旨を汲んだ調停・審判、裁判の運営が、これからいっそう求められます。いずれも、市民に開かれ身近な裁判所を作ろうとする家庭裁判所委員会の存在意義と合致する法改正でもあります。その際、こういった裁判官の発言を裁判所として不問にすることは、裁判官の独立を脅かし法の趣旨に基づいた家庭裁判所のあり方を困難にします。

今年4月から民法766条は施行されましたが、依然現状を迫認する監護権の指定や、月に1回2時間程度（年24時間）といったような、世間に言えば信じられないような子育ての時間を別居親に割り当てる、家庭裁判所の面会交流の基準に変化があるように見えません。2時間では、千葉城に行って天守閣に登ったら、もうおしまいです。

私たちは、千葉家庭裁判所として、この若林裁判官の発言問題の解決と再発防止を求め、以下要望します。

- 1 若林裁判官の発言についての千葉家庭裁判所としての見解を表明してください。
- 2 再発防止に向けた取り組みを公開の上実施してください。
- 3 面会交流が別居親の子育ての時間であることを踏まえて、民法766条改正の趣旨を生かすため、別居親子当事者を交えた職員研修を、千葉家庭裁判所が率先して行い、当事者の声を反映した裁判所運用を行ってください。

.....

□国会質問

2012年6月19日、国会でも参議院法務委員会で桜内ふみき（みんなの党）参議院議員がこの問題を取り上げました。

=====

桜内議員 ……特に法改正が行われた場合に、最高裁判所なりがしっかり指導して、こういう法改正があったのであるから、今後家事事件については、これまでの継続性の原則、まず子どもを自分の手元に連れてきた親のほうに監護権を得られる場合が多い。……こういった原則は今後子の利益からすればそうじゃないんですよ、そうやってDVのうその申立をした親が、得をするようなそういう審判がなされると、司法に対する信頼が損なわれるんじゃないか、それを防ぐためにも、上級庁、最高裁の事務局なりが、しっかりと研修を行う、あるいは国会でどういう議論で法改正がなされたというのを伝えていく、こういったことも必要だと思うんです。……それも今までのところ、裁判官の独立という名のもとに、ほとんど強く言えていない。それで一方で、「不逞の輩」と言いますか、裁判官独立しているんだから文句言うなというふうに言っている裁判官もいるやに聞くんですけど、これこそ本当に裁判官の独立じゃなくて、「裁判官の独善」に陥っているんじゃないかと思うんですけど……。

豊澤最高裁判所家庭局長 ……事務当局といったしましては、これまで法改正等がありました場合には、その立法の経緯や趣旨についても周知するように努めてまいりました。委員指摘の民法等の一部を改正する法律、これに関しても国会における審議会の会議録の抜粋を書簡に添付する形で周知をはかったり、また、研究会等の経緯を利用して、立法の経緯や趣旨について説明するなど、周知をはかつ

てきたところです。今後もこういう取り組みを継続的に行って実務のサポートを行っていききたいという風に考えております。

桜内議員 ……やはり事実認定のあり方とか、今の制度が全然ダメだというつもりはないんですけど、刑事事件が取り下げられてなくなったにもかかわらず、そのことをまったく反映しないような事実認定が、家庭裁判所でなされたら、こういったことがないように、手続をもうちょっと定めていくですとか、それから実際のこういった事例に際して、裁判官の独立の範囲をしっかりと限定していくべきなんじゃないかと私は思っています。

なぜかという、一般の民事事件、地方裁判所は一人でやるわけですけど、家庭内に入っていくと、担当の裁判官個人の意向というか、家庭に対する思いとか、世間一般とかけはなれている場合があるので、今の一人制というのを家庭裁判所に関しては合議制にするとか、いろんなやり方があるかと思います。……家事事件の場合は、まさに大きな人生のお金にかえられないものについて裁判官が判断していく、より重い判断がなされていくわけですよ。当事者裁判官の独立が独善に陥らないような仕組み作りが、今後やはり検討していく必要があると思うんですけど。

.....

◎関連報道

■The Economist 2012.1.21

“Child-snatchers A dark side to family life in Japan”

■サンデー毎日 2011.12.25

「調査官クビを求められた最高裁長官『官僚の責任』

■週刊朝日 2011.12.23

『子に会えぬ』現役副市長が実名で告発
『連れ去り』容認する司法

✓名古屋家裁一宮支部 面会交流「もみけし」事件

この事件では子どもと離れて暮らす父親が、家庭裁判所に面会交流の申立を何度もしたにもかかわらずその場しのぎの「説得」で6年間にわたって問題の先送り続け、相手方に何ら義務づけず、最終的に、2012年10月、調停を途中で一方的に打ち切り審判にも移行させませんでした。いわゆる「もみけし」をおこなった事例です。

裁判を受ける権利を保障した憲法に違反する一連の裁判所の対応は「法の番人」としての信頼性を著しく失墜させるものです。このような事例は、残念なことに度々家裁監視団に寄せられています。(19ページ参照)

■あらすじ

出産後、実家依存が激しい相手方に対し、2006年、夫婦円満調停の申し立てをした際に同時に申立人は面接交渉申し立てを行ったが、一度も面接交渉について話されることは無く、当時の調停委員から離婚だけを決めて欲しいと言われた。

申立人が離婚要望に応じる代わりに、子供との関係維持に努めることと条件をつけた際、当時の調査官は、手続き上、一度面接交渉調停の申し立てを取り下げる必要があると言われ取下げた。面接交渉について何の記載も成されなかった。

その後直ぐに面接交渉申し立てを行ったが、2007年、新井紅亜礼裁判官は面接交渉以外の部分（養育費・財産分与）だけを先に決め、その際にも子供との関係維持を条件に同意すると言ったのに、調書に何も記載せず調

書を作成した2008年、小川紀代子裁判官は当時、子どもは生後間もなく、試行面接時に泣くという理由で子供が3歳になるまで様子見ということで全面却下された（生後間もなく何度か子供を抱きに行ったが子供は喜んでいた）。

子供が3歳になる頃、再度、面接交渉調停を申し立て。近田正晴裁判官は調停を相手方不在にもかかわらず、審判に移行させず、一度だけ試行面接をさせた。調停開始から1年あまり試行面接すらしなかったのに、2010年1月、試行面接の結果は「親子がぎこちない」、「相手方は父親は居ない者として育てている」などと発言し、「今審判しても認められるのはせいぜい年一回だから」などと審判移行を止めるよう促した。そして次回調停を半年先にし、その間に担当裁判官は変わっていた。

次に担当した遠田真司裁判官は、2011年8月、調停をずるずる長引かせ、審判移行させた後の審問の際、「相手方は子供が小学生の夏休み（子供はその時点、幼稚園の年中）からなら会わせてもいいと言っている」と妥協案を出した。申立人が試行面接の際子供はニコニコしていたのに、何故直ぐ面接を認めないのかと拒否すると子供は家に帰った後、心理的悪影響があった」という相手方の陳述を理由に、面接交渉申し立てを全面却下した。

担当していた島田調査官は試行面接の際、子供が少し飽きたかもしれない状態を「子供が飽きた面もあるが、父親をまるで拒否するかのようだった」など歪曲した表現を調査書に多用し、「申立人の面接の強要が相手方と子供への負担である」と一方的な言い分を調査報告書の至る所に用いて申立人を不当に貶めた。

再度、弁護士に依頼し申立人は調停を申し立てているが、調停は開かれず、申立て事由

を手紙などによる間接的面接交渉にしないと調停が開かれれないと言われ、間接面接を目的とした調停を行っている。しかし、絵葉書など何度出しても娘からの返事ではなく、相手方の代筆でしか返事が来ない。

離婚調停中から 面接調停を申立て、その後2回の審判・抗告を経て第4回調停を平成2012年3月29日に申立て、申立て主旨変更をしないと調停に応じないという、5月11日調査時の相手方の主張を一旦受け入れ6月28日ようやく第1回調停が開かれた。

計3回の調停による話し合いを経て、(前回審判前の審問で相手方は小学一年の夏休みなら会わせてもいいと言っていたのに、そのためのステップを提案して欲しいという申立人に対し、相手方は面接交渉させるつもりはあるが期限は決められないなどと主張した)

2012年10月19日、小川貴紀裁判官より本件について「調停なさず、審判なし。面接交渉全面却下」という判断が成された。

申立人は調停を始めて、離婚成立時、養育費成立の際に子供との面接交渉を条件に同意した。その経過は裁判官に無視され、6年目に入っても相手方が子供が嫌がっているなど

と言いつけをし協力しないだけなのは分かっているのに、何一つ面接交渉に関する取決めを行わないのはオカシイという主張は無視され、相手方の陳述だけをもとにした調査報告書の再調査請求も無視され、2012年4月の法改正の施行対象でも無いと言われた。

* 申立人の文章をもとに家裁監視団が編集

=====

その後家庭裁判所に行った申立人は松宮書記官より「調停せず」とだけ記載された事件終了証明書を発行され事件はもみけされました。

申立人のコメントです。

「6年間も相手方に捨てられているかも知れない、手紙を娘に送り続けているのに、相手方からは年に1、2枚の写真、相手方の代筆の礼状だけのやりとりが続いているのです。これでは娘との交流は無いに等しい辛い状態が続いています」



民法766条改正に伴う 家庭裁判所アンケート調査結果

.....

k ネットでは、2012年7月14日付けで全国の家裁にアンケートを送付し、「面会交流」が明記された民法766条の改正によってどの程度家庭裁判所の運用が変わったかについて質問しました。郵送・電話・ファックスでの回答を求めましたが、7月末日の回答期限に東京家裁から「回答しない」旨の電話連絡があったほかは1通の回答もありませんでした（東京家裁は後日窓口で再度依頼し、電話で正式回答）。

k ネットでは全国の会員を通じて、窓口での回答を再度求めました。

回答は総務課や庶務課などの職員の任意での回答がほとんどであり（回答形式は明記）、家庭裁判所の正式の回答では必ずしもありません。また、リーフレットや遊具の有無などは、会員による実地調査をもとにしているところもあります。

質問項目は以下の8点です。

- （1）待合室の本棚やパンフレットスタンドに面会交流についての本やリーフレットはありますか？
- （2）（1）で「ある」と答えた方へ。それはどのようなものですか？
- （3）待合室に子どもが過ごす場所や遊具・絵本はありますか？
- （4）調停時に調停委員や調査官が面会交流の意義や目安について当事者双方に説明をしますか？
- （5）調停時に面会交流に関するビデオ／DVDの視聴を当事者双方にしますか？
- （6）児童室（プレイルーム）はありますか？
- （7）民法766条改正に伴う職員研修をしましたか？
- （8）民法766条を周知するための新しい取り組みをしている場合は教えてください。



【 アンケート調査結果 】

	家裁名	支部名	回答への対応	(1)待合室の本棚やパンフレットスタンドに面会交流についての本やパンフレットはありますか？	(2)(1)で「ある」と答えた方へ。それはどのようなものですか？	(3)待合室に子どもが過ごす場所や遊具・絵本はありますか？	(4)調停時に調停委員や調査官が面会交流の意義や目安について当事者双方に説明をしますか？	(5)調停時に面会交流に関するビデオ/DVDの視聴を当事者双方にしますか？	(6)児童室(プレイルーム)はありますか？	(7)民法766条改正に伴う職員研修をしましたか？	(8)民法766条を周知するための新しい取り組みをしている場合は教えてください。
1	札幌		任意	ある	裁判所発行のパンフレット等	児童観察室(プレイルームにある)	全員にする(まずは「子どもの最善の利益」を念頭において、面会交流の大切さを説明し、その方向に促すようにする)」	必要があればする	ある	した	
2	函館										
3	旭川										
4	釧路										
		帯広	任意	ある	家庭問題情報センター「養育費・面会交流」「面会交流」(受付前のホールに)、申立人待合室に「おうちがふたつ」「恐竜の離婚」「パパはジョニーっていうんだ」「ココ、きみのせいじゃない」。相手方待合室に「パパはジョニーっていうんだ」「ココ、きみのせいじゃない」	絵本あり。ほかにベビーベッド	ない。「民法」が改正される前から家裁の面会交流に対する考え方は子供の福祉第一で、先行して家裁が行っていた後で民法に面会交流が明記された。民法改正後も家裁の考え方は一切変わらない。面会交流は監護親の同意が必然	必要があればする。「面会交流の意義をわかっていて、会わせたくないと言っているような人に見せると、気分を害するので見せない」	ある	「法改正が有ったのだから行っているはずだと思う」	しない
5	仙台										
6	福島										
7	山形		任意。「法律が変わっても、特に何か変わるものではない」と発言。	ない		ない(絵本はある)	必要があればする	必要があればする	ある	検討中	未回答
		米沢	任意	ある	「ココ、きみのせいじゃない」	ない	必要があればする	必要があればする	ない	検討中	未回答
8	盛岡										
9	秋田										
10	青森										
11	東京		一度回答拒否、後総務課から電話回答	家事手続案内にある	裁判所発行のパンフレット	ない	必要があればする	必要があればする	ある	一般に法改正時、内容趣旨について周知する。必要に応じて研修やミーティングをする。	裁判所発行のパンフレットに法改正と明文化が明示された

		立川	窓口でアンケートを引き取り「組織として対応する」と言って返答なし。「利用者に説明しない法的根拠は」と問うと、「回答しなければいけない法的根拠は」と回答（庶務課長福本さん）。その後約1月後に庶務課から「利用案内の範囲で」電話回答。調査は実地調査も含む	ない(棚もない)。1階の総合案内に面会交流のしおりあり		ない(授乳室あり)	一概に答えられない	一概に答えられない	ある	法改正の場合、必要に応じて研修を行う	裁判所のリーフレットに法改正のことについて触れてある
12	横浜										
13	さいたま		電話口で回答拒否、理由も示さず（総務課荒川さん）								
14	千葉		任意	ある(家事事件手続案内前)	手続案内に裁判所発行のリーフレット、FPICのリーフレット、待合室に「ココ、きみのせいじゃない」	ある(床に仕切りあり)	全員にする	必要があればする	ある	した	
15	水戸										
16	宇都宮										
17	前橋										
18	静岡										
19	甲府										
20	長野										
		松本	任意	ない		ない	必要があればする	必要があればする	専用の部屋はなく、裁判官の要請に応じてつくる	「答える必要がない」→「利用案内の範囲ではないので答えられない」	
21	新潟										
22	名古屋										
23	津										
24	岐阜										
25	福井										
26	金沢		任意	ある	裁判所発行のリーフレット	ない	必要があればする	しない	ない	しない	
27	富山		任意	ない		ない	必要があればする	しない	ない	しない	
28	大阪		質問者が総務課職員5～6人に取り囲まれ回答を拒否								
29	京都										
30	神戸										
		尼崎	窓口で「本庁でお願いします」と回答せず								
31	奈良										
32	大津										
33	和歌山										
34	広島										
35	山口										
36	岡山										

37	鳥取		任意	ある	各家裁独自のリーフレット(申立人と相手方で内容に違い有り)	ない	必要があればする	必要があればする	ある	した	
38	松江										
39	高松										
40	徳島										
41	高知										
42	松山										
43	福岡		任意(電話回答)	ある		ない(ロビーにあり)		ロビーで家裁の手続等の他のビデオといっしょに流している	ない(子どもは親の隣に座ってもらっている)	した	(7)の研修をした
44	佐賀										
45	長崎										
46	大分		任意	ある	裁判所発行のリーフレットと大分家裁独自のリーフレット	ない	未回答	オープンな待合スペースでビデオが常時流れている	ある	未回答	未回答
47	熊本										
48	鹿児島										
49	宮崎		書面提出を求められ(おやかわ氏)たため質問用紙を手渡し、その後10日間ほど放置。電話回答で「内規で質問には答えられない」(総務課田中氏)と回答								
50	那覇										



裁判官に気をつけろ2012

2012年に家裁監視団に寄せられた、裁判官情報です。

小田正二裁判官(東京家裁)編

Aさんは妻と別居した後、子どもとは会えていたが、4年前から子どもと会えなくなった。

その後相手方から面会を禁止する審判が申し立てられ、2年前に面会を全面的に禁止する決定が出された。

1年少し経って、2012年はじめにAさんは再度調停を申し立てた。期日に東京家裁に行くと、裁判官の小田と書記官が出てきて、「以前に審判が確定してから1年ちょっとしか経っていない。取り下げたらどうですか」とAさんに勧めた。相手方は同席していた。

Aさんは従来の形式の調停を開いて欲しいと裁判所に訴えた。Aさんは小田に、子どものことが心配だし、子どもの成長を知りたいと伝えたが、小田は「そんなことはどうでもいい」とAさんに答えた。また間接交流すら認められていないことについて指摘すると「どうして写真を見たいんですか」と聞いてきた。

調停は何回か開かれたが、結局小田が「審判になっても結論は同じ」と述べAさんは審判に移行することを諦めた。

小川紀代子裁判官(名古屋高裁金沢支部) 近田正晴裁判官(岐阜家裁多治見支部長) 遠田真嗣裁判官(名古屋家裁一宮支部) 小川貴紀裁判官(名古屋家裁一宮支部) 編

*名古屋家裁一宮支部での案件に関して(12ページ参照)

出産後、実家依存が激しい相手方に対し、2006年、夫婦円満調停の申し立てをした際に同時に申立人は面接交渉申立てを行った

が、一度も面接交渉について話されることは無く、当時の調停委員から離婚だけを決めて欲しいと言われた。

申立人が離婚要望に応じる代わりに、子供との関係維持の努めることと条件をつけた際当時の調査官は、手続き上、一度面接交渉調停の申立てを取り下げる必要があると言われ取下げた。面接交渉について何の記載も成されなかった。

その後直ぐに面接交渉申立てを行ったが、2007年、新井紅亜礼裁判官は面接交渉以外の部分（養育費・財産分与）だけを先に決め、その際にも子供との関係維持を条件に同意すると言ったのに、調書に何も記載せず調書を作成した2008年、小川紀代子裁判官は当時、子どもは生後間もなく、試行面接時に泣くという理由で子供が3歳になるまで様子見ということで全面却下された（生後間もなく何度か子供を抱きに行ったが子供は喜んでいた）。

子供が3歳になる頃、再度、面接交渉調停を申し立て。近田正晴裁判官は調停を相手方不在にもかかわらず、審判に移行させず、一度だけ試行面接をさせた。調停開始から1年あまり試行面接すらしなかったのに、2010年1月、試行面接の結果は「親子がぎこちない」、「相手方は 父親は居ない者として育てている」などと発言し、「今審判しても 認められるのはせいぜい年一回だから」などと審判移行を止めるよう促した。そして次回調停を半年先にし、その間に担当裁判官は変わっていた。

次に担当した遠田真司裁判官は、2011年8月、調停をずるずる長引かせ、審判移行させた後の審問の際、「相手方は子供が小学生の夏休み（子供はその時点、幼稚園の年中）からなら会わせてもいいと言っている」と妥協案を出した。申立人が試行面接の際子供はニコニコしていたのに、何故直ぐ面接を認めないのかと拒否すると子供は家に帰った後、心理的悪影響があった」という相手方の陳述

を理由に、面接交渉申立てを全面却下した。

担当していた島田調査官は試行面接の際、子供が少し飽きたかもしれない状態を「子供が飽きた面もあるが、父親をまるで拒否するかのような状態」など歪曲した表現を調査書に多用し、「申立人の面接の強要が相手方と子供への負担である」と一方的な言い分を調査報告書の至る所に用いて申立人を不当に貶めた。

再度、弁護士に依頼し申立人は調停を申し立てているが、調停は開かれず、申立て事由を手紙などによる間接的面接交渉にしないと調停が開かれないと言われ、間接面接を目的とした調停を行っている。しかし、絵葉書など何度出しても娘からの返事ではなく、相手方の代筆でしか返事が来ない。

離婚調停中から 面接調停を申立て、その後2回の審判・抗告を経て第4回調停を平成2012年3月29日に申立て、申立て主旨変更をしないと調停に応じないという、5月11日調査時の相手方の主張を一旦受け入れ6月28日ようやく第1回調停が開かれた。

計3回の調停による話し合いを経て、(前回審判前の審問で 相手方は小学一年の夏休みなら会わせてもいいと言っていたのにそのためのステップを提案して欲しいという申立人に対し、相手方は面接交渉させるつもりはあるが期限は決められないなどと主張した)

2012年10月19日、小川貴紀裁判官より本件について「調停なさず、審判なし。面接交渉全面却下」という判断が成された。

申立人は調停を始めて、離婚成立時、養育費成立の際に子供との面接交渉を条件に同意した。その経過は裁判官に無視され、6年目に入っても相手方が子供が嫌がっているなどと言い訳し協力しないだけなのは分かっているのに、何一つ面接交渉に関する取決めを行わないのはオカシイという主張は無視され、

相手方の陳述だけをもとにした調査報告書の再調査請求も無視され、2012年4月の法改正の施行対象でも無いと言われた。

その後家庭裁判所に行った申立人は松宮書記官より「調停せず」とだけ記載された事件終了証明書を発行されました。申立人のコメントです。

「6年間も 相手方に捨てられているかも知

れない、手紙を娘に送り続けているのに、相手方からは年に1、2枚の写真、相手方の代筆の礼状だけのやりとりが続いているのです。これでは娘との交流は無いに等しい辛い状態が続いています」

なお、この件について担当した裁判所職員にはほかに新井紅亜礼裁判官（名古屋地方裁判所）、泉敦子調査官がいます。

*** 申立人の文章をもとに家裁監視団が編集**

今井理基夫裁判官(千葉家裁)編

2008年、Bさんは半年近く会えなくなっていた子どもとの面会交流を求めて面会交流の調停を申し立て、4月から調停が始まった。調停は9月に不調になり審判に移行したが、なかなか結果が出なかった。

翌年2009年4月、Bさんは裁判官が今井に代わったことを伝えられた。会ったこともない裁判官に結果を出して欲しくないと審尋を求め、Bさんは審判室で今井に会った。その際、Bさんは、相手方が提出した書類が今井の手元にあるのに気づいたが今井がそのことについて説明しないため、口頭で自身のことを説明して審尋は終わった。後に、Bさんは弁護士を通じて、相手方の書類の提出の有無を確認したところ裁判所から、相手方からの書類が届けられた。

その後も審判の結果は出ず、審判に移行してから1年後の2009年9月末、審判結果が出た。結果は相手方の言い分通りの2ヶ月

に1回2時間の面会交流で、驚くことに、調停、審判を通じて、Bさんが聞いたこともない相手方の主張で、事実認定がされていた。こういった今井の行為は、当事者にふさわしい適切な手続保障を欠く違法行為である。

結局Bさんは抗告し、重要な事実認定はいくつか訂正されたが、交流の頻度は変わらなかった。今井はじめ千葉家裁の裁判官の、決定のために事実を都合良く取捨選択する調停、審判のせいで、Bさんは1歳と4歳で別れた二人の娘と2年半にわたって引き離された。

なお、Bさんは2年後の2012年9月にも交流の拡充を求めて再調停を起こし、今井が再び担当の裁判官になった。今井は、調停の間1度もBさんに顔を見せず、Bさんが求めた審判移行も許さず、2012年4月、調停を単に引き延ばさせただけで、理由も示さず、担当裁判官を無責任に降した。

*** 父親の文章をもとに家裁監視団が編集**

駒谷孝雄裁判官(千葉家裁)編

Cさんは面会交流の拡充を求めて千葉家裁に調停を起こした。それまで9月に調停を申し立ててから半年近く調停が継続し、相手方も何度か調停を欠席し、調停を引き延ばしたにもかかわらず、裁判所もその是正をなかなかしようしないので、Cさんは裁判所に調停を不調にし、審判に移行することを申し出た。裁判所は相手方の説得に期待をかけてなかなか調停に移行しなかった。

4月に裁判官が駒谷に変わり、主張の開きが大きいので審判に移行すると言うので、Cさんは、「これまでこちらかが主張しても審判にならなかったのに、なぜ急に審判にするのか、その理由を説明して欲しい」と言った。これまでの経過で裁判所に不信を募らせていたのだ。Cさんが、「ちゃんと納得いく説明を

してくれるまで動きません」と言うと、駒谷は、「じゃあ私が動きます」と言って、書記官と調停委員とともに退席し、Cさんは調査官とともに調停室に残された。

駒谷が戻ってきて、Cさんに審判の手続を説明した。Cさんは、千葉家裁の決定で2ヶ月に1度という面会交流を1年半にわたって続け、しかたなく再調停を申し立てた。前の裁判官たちの決定で、子どもたちに不自由な思いをさせています。そのことをきちんと考えてください、とCさんが駒谷に言うと、「それは私がやったことじゃないから」と言った。当事者への手続保障を定めた家事事件手続法についてCさんが指摘すると、「施行は来年からだから」と駒谷は説明した。

*** 父親の文章をもとに家裁監視団が編集**

市村陽典裁判官(東京高裁)編

2011年5月に熱海支部で藤倉徹也裁判官がIさんに対して出した面会謝絶審判に対して抗議声明を出しました。Iさんの抗告を東京高裁の市村陽典裁判長が棄却したことについてkネットでは2012年1月31日に東京高裁に申し入れしました。以下はその抗議文です。

結局上告しても結果は変わりませんでした。

**東京高裁は子どもが親に会う邪魔をするな
東京高裁裁判官・市村陽典に抗議する**

東京高等裁判所第7民事部

裁判官 市村陽典、齊木利夫、菅家忠行様

2011年に、静岡家裁熱海出張所において、藤倉徹也裁判官は「子どもとの面会を認めず、年3回写真送付」という決定を出しました。この判決を不服としたIさんに対して、東京高裁（市村陽典裁判長、齊木利夫裁判官、菅家忠行裁判官）は抗告を棄却し、家裁の決定を追認しました。国家機関が自ら

進んで親子の縁を切るこの非人道的な判決に私たちは強く抗議します。

抗告を棄却されたIさんは、生まれてこのかた子どもに一度もあったことはありません。また相手方に一度も暴力をふるったことはありません。

「子どもの最善の利益を考えた」場合、面会交流を断絶する判決を下すに至った理由を、述べる必要があるのは当然です。しかしながら、判決はその理由について一切述べていません。組織の体面を重視した、裁判官としての義務の放棄です。こんな作文は判決の名に値しません。恥を知るべきです。

面会を断絶するのであれば、父親の顔を見知らずに育つIさんのお子さんの目の前で、子どもにもわかる言葉でIさんの要求の不当性

について、きちんと述べてください。それがIさんの息子への最低限の礼儀です。あなたがたは邪魔にしかありません。

相手方の一方的な拒否を高葛藤と言い換え、それを理由に面会交流を拒否することは不当です。昨年5月、所管の江田法務大臣も豊澤最高裁判所長官代理者も、「父母の高葛藤は子どもの面会交流を否定する理由にはならず、各家庭裁判所が面会交流の実現に向けて公的サポートを行うべきこと」を述べています。

そのような観点に立てば、今回の時代錯誤な判決を、市村陽典以下二名の裁判官が出したことを認めるわけにはいきません。私たちは、きちんとした説明を東京高裁、市村陽典・齊木利夫・菅家忠行裁判官に要求します。

若林辰繁裁判官(千葉家裁松戸支部)続編

2011年2月初旬に調停申し立てをし、4月下旬から開始されました。私(父親)からは離婚調停、相手方からは3月に婚姻費用分割調停が出されました。調停委員は当初よりお金の件が先と離婚調停については一切触れず、婚姻費用ばかりを話し合いました。

9月になり、相手方が一切婚姻費用について妥協しないため、裁判官の審判になりました。このとき若林裁判官と初めて会いました。お互いの代理人も同席していました。相手方はいませんでした。その際に若林は一切私には話をせず、またこちらを向こうともせず、代理人にのみ話をしました。先生方とってかなり丁寧な物腰でした。初めて見たときから、態度が横柄でした。

同氏より、基本的に算定表が基準になる旨の説明がありました。このときに私は、算定

表は10年以上前に作成されており、税金率や社会制度、社会状況も変わっているのであり、算定表だけをもって決めるのはおかしいという話をしました。また長く変更されていない算定表を裁判所が変更しないのはおかしいし、変更する予定もないのかと聞きました。

若林は、「そんなことは知らない。算定表が間違っているはずはないし、そういうならあなたが自分で調べたらいい」と言いました。

「司法の責任では」というと、その後は無視です。また、その際に調停中に提出した資料については目を通していいと言っていました。

10月末に審判書がきましたが、7月26日を7月36日と書いてあったり、紙2枚ですが、内容は3行くらい。相手方が要求していた費用以上の算定をしているし、こちらから提出している資料については一切触れず、

ただ入金している金銭についてのみ計算し、また、こちらが支払ったとしての金銭が婚姻費用として認められない理由は一切記載がなく、ただ年収から算定表で婚姻費用を計算しそれを記載しているだけでした。

当然ながら即時抗告しておりますが、今後この裁判官が担当と考えると絶望的状况と考えております。

調停委員は、調停開始以降相手方が申し立

てをした婚姻費用についてのみ9月まで話をし、それ以外については話を進めようとはしませんでした。その結果、婚姻費用のみが審判となりました。

また、離婚調停は、婚姻費用で半年も費やされ、2012年2月27日に行われた調停の場で、こちらが親権を放棄しない限り調停は継続できない旨を伝えられました。

*** 父親の文章をもとに家裁監視団が編集**

田中智子裁判官(東京家裁、現神戸地裁)編

田中智子裁判官とは、初対面の時から、嫌な雰囲気であった。

1年前(2011年)の6月の授業参観に参加したことを理由に、5月の面接を最後に、1年ほど面接交流が途絶えていた。長男の授業参観には、面接交流条件を議論していた裁判の中で、協議したうえで、2日間の授業参観に参加しにくい金曜日に私が参加して、土曜日に相手方が対参加してもらいやり方で、行っていた。その後の展覧会なども、曜日を分けることで双方が参加できるように裁判所を通じて、話し合っていたが、学外活動である野球の試合を見に行っただけを問題視しているらしく、面接取りやめを通告してきた。

最後の5月の面接は、東京ドームのプロ野球観戦で、次は、阪神戦にしてほしいと息子に言われていた。すでに3か月前からキザニアに予約していたので、4か月後かなと話していたが、付き添いを含めて数万円分のキザニアのチケットを無駄にした。

こちらから、あらためて面接交流の再開を申し立てたが、仲介者との齟齬もあり、1年間、黙って息子の野球の試合を観戦し続けて

いた。今回(2012年)の審判は、元妻側の申し出で、面接交流の中止を求めた申し立てであった。

元妻は、裁判戦略として、同席はできないとしており、私と代理人の弁護士だけで、裁判官、書記と調査委員を迎えた。

一礼して、いつものように、PCにメモを取りながら、話し合いに入った。突然、田中裁判官が吠える。”PCなんか見てないで、こっちを見なさい!”

あつけにとられた。”PCにメモ書きすることが禁止されているとは知りませんでした”と謝ったがそれに対する弁明は何もなかった。

私の弁護士は、”田中裁判官は、前の事案でも、有無を言わず面接禁止にしたから、何をやっても駄目かもしれない”と弱気なことを言っている。大体、離婚直後は、アメリカでは、子供を挟んで中華料理を同じテーブルで食べていた人間が、8年たったのに”PTSD”だのなんだといって、裁判にも同席しないのも、それが普通のこととして取り扱われている日本の家庭裁判所も不思議である。アメリカで2泊3日の面接を行っていた

のに、”泊を伴うなんて無理、そんなに子供に会いたいなら、元妻と再婚しなさい”と以前の審判で私に説教した伊藤茂雄裁判官にも驚かされたが、感情的な田中裁判官の対応にはさらにびっくり。

子供は”父親に会いたくない”と言っているの一点張りで、その後の話し合いは、私の弁護士の言うとおりに何を言っても受け付けられなかった。

審判が出る前から、”まだ子供の試合を見に行っているんですか？”と詰め寄られるなど、裁判所での話し合いというには、あまりにも一方的で、感情的であった。”子供の幸せ”について話し合うというより、悪い離婚した父親をいかにして黙らせるかに終始しているよ

うであった。小学5年生の息子に”父親を捨てさせる”ような判断をさせるのはトラウマになるからやめてくれという私の願いも一顧だにされず、そこまで子供の意見を尊重するなら子供に離婚の事実がどう伝えられているかを確認してくれ、できれば直接息子に会って話す機会を作ってほしいという最後の願いもむなしく、面接中止が当然のように決まる。これでは何の解決にもならないし、離婚した妻へのわだかまりだけが残る。当然、最高裁まで上訴するが、無駄。弁護士には、”この国を変えるしかないわね”と言われたが、この連載を読むと、やはり家庭裁判所が特異的にへんな人が生息しているところだと思えてくる。

*** 父親の文章をもとに家裁監視団が編集**

.....石川義則裁判官(東京高裁、2012年現在退職)編.....

Dさんは、2007年9月に東京高等裁判所から人身保護請求による聞き取りの呼び出しを受け、裁判所に行きました。相手と別れた後、その後の養育が決まるまではという合意のもと、Dさんが2人の子どもを見ていました。相手との間の当時1歳の子どもと相手の3歳の連れ子も、Dさんは、それまでみんなで住んでいた町でいっしょに育て、保育園に通わせ、相手方とも子どもたちは宿泊つきで交流していました。Dさんは未婚で2年間相手方と暮らしたので、Dさんに親権はありません。

事情を言えばわかってもらえると思ったDさんに対し、裁判長の石川は、「あなたも法学部を卒業しているからわかるでしょう」、「命令は出しますから」と冒頭述べ、相手との話し合いが先ではないかと述べるCさんに、

「子どもを渡してから話し合えばいい」と言いました。

当時相手方は遠い九州に住んでいたため、子どもたちにとって、現在住んでいる場所が生まれ故郷であり、そのことを考えて欲しいと述べると、「それは関係ない。裁判官にも異動があるんだから」と、結局、命令は出されました。Dさんは、「面会交流については誠実に協議する」との裁判所での相手の申し出を合意にまとめ、子どもたちを相手方に渡しましたが、相手方は1度しか子どもに会わせませんでした。Dさんは石川の言うように調停を申し立てましたがまとまらず、審判に移行しました。結局、Dさんが2人の子どもと会えたのは2年半後、その間に子どもたちは4歳と7歳になっていました。

*** 父親の文章をもとに家裁監視団が編集**

調査官にも気をつけろ

2012 年に家裁監視団に寄せられた、調査官情報です。

町田調査官(千葉家裁松戸支部)編

* 若林辰繁裁判官（千葉家裁松戸支部）続編参照のこと（22 ページ、同案件）

10月の調停から参加してきました。10月の調停時に、こちらから不動産取得時の明細を提出する必要がある、提出しようとする、最初は見せるように言っておきながら、準備書面の体裁にはしていなかったため、文書で提出するようにと鼻で笑いながら吐き捨てました。当方にも代理人がついており、態度について意見をしておりましたが、一切聞く耳を持ってはいませんでした。

10月の調停において面会交渉について中間調停となりました。8月に父親のもとへ子供達が来た際に、長男がいたずらをしたため私の母親が長男を1回叩きました。長男と母親は話をし誤解は解けておりますが、このことを楯に相手方は私の親族と会わせないという中間調停を結ばせました。ここには月1回の面会について記載がされております。

12月29日～1月4日まで子供達はこちらへ来ていたのですが、その際に祖母と会いたいとのことで子供達は自分たちが会いたいから会いにいったと記載した文書までのこして会いにいきました。この文書は裁判所に提出しております。

1月18日に当方から親権についての準

備書面を提出後、子供達と一切の連絡がとれなくなりました。こういった状況で2月27日に調停が行われました。

町田より2月21日に相手方の家に調査に行った報告がありました。1月18日より連絡もとれなくなっている旨を伝えたところ、「中間調停違反だから仕方がない、子供は人質みたいなものだからあなたが下手にでて我慢するしかない」と言われました。

子供達の希望と中間調停の内容はどちらが優先されるのか確認すると、「中間調停であり、あなたが我慢するしかない」とのことでした。子ども達の権利よりも相手方の要求の方が優先されるのかと私は問いつめました。がその後は黙り、話はなかったです。

相手方が子供に貸与している携帯電話を取り上げ、着信拒否にしていることを伝え、同様のことを相手方からも伝えられたようです。しかしながら、この行為に対しては改善を求めず、「メールは受けられるようになっていっているからメールするように、誰が返信したのか疑っても仕方ない、するのかしないのかどちらですか？」等相手方の主張を取り上げ、こちらに非があるような物言い

町田は以前の調停での話については書面も読んでいないようですので、以前「善管注

* 父親の文章をもとに家裁監視団が編集

.....

遠田真司裁判官は、2011年8月、調停をずるずる長引かせ、審判移行させた後の審問の際、「相手方は子供が小学生の夏休み（子供はその時点、幼稚園の年中）からなら会わせてもいいと言っている」と妥協案を出した。申立人が試行面接の際子供はニコニコしていたのに、何故直ぐ面接を認めないのかと拒否すると子供は家に帰った後、心理的悪影響があった」という相手方の陳述を理由に、面接交渉申立てを全面却下した。

担当していた島田調査官は 試行の際、子供が少し飽きたかもしれない状態を「子供が飽きた面もあるが、父親をまるで拒否するか

のようだった」など歪曲した表現を調査書に多用し、「申立人の面接の強要が相手方と子供への負担である」と一方的な言い分を調査報告書の至る所に用いて申立人を不当に貶めた。

再度、弁護士に依頼し申立人は調停を申し立てているが、調停は開かれず、申立て事由を手紙などによる間接的面接交渉にしないと調停が開かれないと言われ、間接面接を目的とした調停を行っている。しかし、絵葉書など何度出しても娘からの返事ではなく、相手方の代筆でしか返事が来ない。

* 申立人の文章をもとに家裁監視団が編集

.....

2007年（平成19年）の第1回調停時（私から離婚関係と面会交流の2つを同時に申していた）、私が面会交流の話から切り出すと、森下は「面会交流は離婚が成立してからの話です。離婚するかしないかを先に決めましょう。面会交流の条件は後にします」と言った。

第2回、2008年（平成20年1月）には、森下は「奥さんは離婚に応じたら子ども

に会わせてもよいと言っています」と言い、私に離婚を勧めるような口調で調停を進めていった。そして「次回は面会交流の条件について話しましょう」と言った。

第3回(2月)では、森下は「奥さんは興奮しやすいので、最初は奥さんの言う条件(月1回午前10時～11時半、妻の自宅内で会わせる)に合わせましょうよ。この条件が続くことはありませんし、今後徐々に面会交流

の時間、会う場所等を奥さんと話し合っ
て増やしていただきます。この条件が
続くことはないですから」と言われ、
私もとうとう名目上は「月1回程度」
という文言で承諾した。

第4回（3月）調停終了。離婚成立。

しかし、この3年間「月1回、1時間半、

元妻自宅内での監視付」の条件は変わ
りません。もちろん、面会交流拡充の
調停は2度起こしました。

*** 申立人の文章をもとに家裁監視団が編集。**

森下調査官は、2007年3月で転勤して
います

家庭問題情報センター問題

家庭問題情報センターは、家庭裁判所の調査官経験者で作る公益社団法人です。面会交流援助も業務内容に取り入れられていますが、「合意を優先」という名目で、別居親が取り決めにない同居親の意向を飲まされるケースが多々報告されています。このケースは、センターの職員によって別居親が「あなた親じゃない。対等じゃない」という暴言を受けて人質取引を強要されました。

【質問状】

2012年7月20日

公益社団法人 家庭問題情報センター
理事長 若林昌子 様

常日ごろから面会交流サポートについて努力いただいておりますこと、ありがとうございます。

当団体の会員の宗像充が千葉のファミリー相談室で面会交流の支援を受けております。宗像から貴団体の職員の佐藤文夫氏ほかの面会交流の支援のあり方について相談を受け、貴団体の支援の姿勢について質問いたします。

1. 背景

宗像は、2009年9月28日に成立した審判事項（2010年2月15日に成立した高裁の決定事項で若干の修正がある）に基づき、貴団体のサポートを受けながら、子どもと2ヶ月に1回2時間（途中から2時間半）の面会交流を続けておりますが、本年7月15日に実施された面会交流において、千葉ファミリー相談室の担当者の佐藤文夫氏などから以下のような適切とはいえない対応を受けました。

宗像は、面会交流に先立ち、子どもの運動会を観戦し、その後、子どもの学校の校長及び教頭と面談し、事実関係を説明し、「子どもの学校行事など親として参加し、必要な情報を交換していきたい」と依頼し、心理カウンセラーが同行しました。学校で騒いだわけでもありません。相手方は訪問に否定的でしたが、事前に連絡をしております。

改めて、貴団体にご説明するまでもありませんが、親として子どもが通う学校や教育に関心を持つのは当然であり、それは親権のな

い親だからといって変わるわけではありません。また、子どもにとっても、双方の親から自分の成長や教育に関心を寄せてもらうのは、安心感の維持にもつながります。双方の親から子どもが愛情を受け、養育を受けた方がよいとの考えが普及し、今年の4月に民法766条が改正されました。その際、面会交流の促進のために交流支援団体への支援や、共同親権についての議論が付帯決議に盛り込まれています。

2. 当日の経過

7月15日の面会交流時、相手方は子どもを屋外に待たせて一人で3階の相談室にやってきて、運動会に行ったことについて子どもに言わないように宗像に求めました。相手方は「そうでなければ会わせられない」と言い、宗像が相手とその場で話し合うことなどを求めているにもかかわらず、貴団体の佐藤氏と青柳氏も宗像を説得しました。

1時間の間、佐藤氏は宗像に対し「なぜ相手方の同意をえずに学校に行くのか」という説明を求め、相手方が学校に来ることを拒否する理由や学校に行ったことを子どもに伝えるなという理由は問われませんでした。宗像は、「子どもの学校の人と会って子どものことを知るのは親として当然の務めで、事前に裁判所にも言っている」との説明を繰り返しました。しかしながら佐藤氏は、「あなたは親じゃないんだ。親権者じゃない。対等じゃないんだ」と言いました。また、法的な説明をしようとする、「裁判所の通りにやらないといけないことはない」と言いました。さらに相手方が、宗像が毎週子どもに送っている手紙を母親が事前に読んで渡すかどうか判断する、と説明したのを放置し、母親が宗像のことを「変質者」と呼ぶにまかせました。宗像が「面会交流は子育ての時間なんだから」と言ったことに対し、佐藤氏と青柳氏は「面会

交流は子どもと楽しく過ごす時間です。面会交流は子育てではありません。子育てをするのは親権者です。F P I Cはそういう考えではやれない」と強調しました。

宗像が「運動会に行ったことを言わない」という条件をやむをえず受け入れた後も、30分近く、子どもとの面会交流は開始されず、母親と佐藤氏は「私だったら、離婚しても親権者がいやがったら学校に行かない」など、宗像に対する非難を続けました。

面会交流の開始前に、F P I Cの職員が室内の交流を相手方に勝手に約束したため、宗像は審判にも定められていない面会交流の制約を受けることになりました。これは親権者の気分を害する事態を招けば、ペナルティを受けることを父子双方に学ばせます。また、親が親として適切に扱われないことは、円滑な面会交流の実施を妨げます。

宗像はこれまでくり返し、貴団体のスタッフの青柳氏から、「相手方が再婚しており、家庭が安定しているので、他のケースの面会交流事案とは違う」との指摘受けています。宗像が二人の子どもを一人で育てていたときから、相手方は再婚養子縁組の意思を示しており、面会交流をさせるという約束のもと、裁判所の決定を経て相手方が子どもを引き取りました。それぞれのケースの実態を認識せずに、不用意な発言をくり返すことも、また面会交流実施上のトラブルになります。

3. 共同親権への理解

以上のような貴団体職員の対応は、面会交流を支援する団体のスタッフとして、中立に反し、法や取り決めを都合よく解釈して当事者双方そして子どもに不必要な苦痛を強いるものです。

面会交流は面会交流として実行すべきで、学校とコンタクトをとることは、審判事項とは関係ありません。仮に相手方がそのような

事由を持ち出して会わせないといえ、約束違反をしたことを積極的に確認すべきです。相手の感情を害することで審判事項や合意事項が反故になるなら取り決めの意味がないからです。

また、貴団体の支援を受けて面会交流を実施している親の間では、根深い相互不信やコミュニケーション不全が生じていることが多いことは、貴団体もご承知のことと思いますが、面会交流の場での対面での話し合いを強制し、退席も許さないという対応は、中立的な立場にあるべき貴団体の対応としては不適切です。突然心理的な打撃を受けた者が、気を取り直してその後子どもとの限られた交流時間を楽しく過ごすことは通常困難です。それは理由もわからず予定されていた交流を阻まれた子どもにとっても同様です。あまりにも別居親子の人権への配慮が不足しています。

別居親の子どもへのアクセスを同居親が不当に制約していることは、片親疎外という情緒的虐待です。面会交流はそれを防ぐためのものですが、上記経過の中で貴団体のかわりはむしろそれを促しています。また単独親権制度は、別居親が子どもに危害を加えた例外的事情でもない限り、基本的人権を定めた憲法と子どもの権利条約のもとにおいては、養育責任の明確化という以外に合理性がありません。面会交流は、子どものために双方の親の養育への関与の仕方を取り決めた結果であり、それが民法766条改正の趣旨にほかなりません。そのことは国会でも審議されています。親権のない親の養育への関与を制約するためのものではありません。

そのことを理解しない支援のあり方は、片親疎外を深刻化させることにつながります。援助者の立場を利用して別居親の人格を攻撃するなど許されません。このような対応は、

宗像個人にだけなされたものではなく、面会交流支援の現場において、他にも同根の問題を包摂した対応があることが当然にして考えられます。

そこで、当団体は、片親疎外や共同親権について取り組む当事者団体として、貴団体の団体としての面会交流のあり方についての基本的見解をあらためて確認したく、下記の通り質問いたします。

記

1 貴団体は、「親権者でない親は親ではない」という考えを適切と考えられますか。そのように考えるとすれば、その理由を説明してください。

2 貴団体は、親権のない親は子育てをしてはならず、面会交流支援は子育て支援ではないと考えられますか。そのように考えるとすれば、貴団体は何のために面会交流支援をしていますか。

3 貴団体は、子どもと離れて暮らし、学校と通常の手続きでコンタクトをとろうとする親は「変質者」と呼ばれてもよいと考えますか。また、貴団体は、親権者の一存で、別居親が学校とのコンタクトをとることを排除できると考えますか。そのように考えるとすれば、その理由を教えてください。

4 貴団体が、親権者であれば、親から来た子ども宛の手紙の内容を事前に確認し、手渡すかどうか決めることが許され则认为ますか。そのように考えるとすれば、その理由を教えてください。

5 貴団体は、取り決め外のことであっても、親権のない親は「面会交流に支障が出る」という親権者の意向に従わなければならないと考えますか。そのように考えるとすればその理由を説明してください。

6 貴団体は、親どうしが離れて暮らす場合に、単独養育がふさわしく、面会交流は限定

的になされるべきとの考え方に立ちますか。

「子どもの最善の利益」にかなう面会交流の基準を示して下さい。

7 貴団体は、再婚養子縁組がなされれば、子どもの状態が安定し、面会交流は限定的に行われるべきであると考えますか。そのように考えるとすれば、その理由を説明してください。

====
家庭問題情報センターの7月26日の回答です。

【回答】

1 貴団体からの質問状は、当法人と契約した面会交流支援援助における個別具体的な事案を基に作成された質問であり、本件質問に回答することはできませんので、ご了承下さい。

2 当法人の面会交流援助は、同居親及び別居親の双方からの依頼に基づき、当事者双方と当法人の各相談室とが個別に契約して実施しているものです。

当法人の面会交流援助は当事者双方の合意を前提に実施するものであり、当事者双方の合意がないとか、当事者双方が納得していない事項がある場合には実施は困難になります。また、当法人の面会交流援助においては合意形成のための調整を行っておりません」

これに対しkネットでは家庭問題情報センターに対して公益性を付与した内閣府宛に以下のような質問状を提出しました。

====

【質問状】

2012年8月21日

内閣府公益認定等委員会事務局

お世話になります。貴委員会におきまして

公益認定がされました、公益社団法人家庭問題情報センター（F P I C）の業務の一環として行われた支援におきまして、当会の会員とその子の人権を踏みにじる不適切な対応がありました。当事者の宗像によれば、F P I Cの職員は人権侵害に当たる発言をくり返しています。

当会としては、別紙の通りF P I C宛に書面で事実関係を指摘した上で、F P I Cの業務の姿勢について問う質問状を提出し、それに関しまして7月21日付けですでに、照会と指導を求める書面を公益認定等委員会事務局宛に提出しております（資料1）。

その後、7月26日付けで、F P I Cより回答文書が届きました（資料2）。

その内容は、「個別具体的な事案」についての見解を表面すること自体を放棄したものであり、公益認定を受けた団体として極めて不誠実かつ無責任なものでした。F P I Cは業務の一環として面会交流についての援助事業を実施しておりますが、これらはすべて「個別具体的な事案」であり、その中で生じた苦情についての見解を表明することを団体として拒否することは、援助事業における公平性を保てないばかりか、あらゆる苦情を、当事者の側の問題として片付けるものです。このような事業のあり方や対処の仕方は根本的に援助とは呼べません。

回答には、「援助は当事者双方の合意を前提に実施するものであり、当事者双方の合意がないとか、当事者双方が納得していない事項がある場合には実施は困難になります」とあります。実際に今回の「個別具体的な事案」に関しては、当事者の合意を一方が破る意思を示し、それに対して、F P I Cは破られたほうに責任を帰して、援助を引き上げるという恫喝を加え、合意以上の「屈服」を強いたことについての見解を問うたものです。結果

的に F P I C は同居親である一方の利益を実現するために、合意を破棄するように促し面会交流を妨害し、子どもの人権を侵害しました。

今回の回答は、そういった行為を当事者間の「合意」や「納得」の問題にすり替えています。こういった、F P I C の援助のあり方は、子どもの人権をないがしろにし、当事者のためのものでも、公正を保つためのものでもないといえるのではないのでしょうか。

こういった団体が、面会交流についての援助を「公益性」の名のもとにすることは極めて不適切であると考えます。

F P I C に公益認定をした責任機関として、以下の点について回答を求めます。

1 F P I C は「親権のない親は親ではない。親権者とは対等ではない」という見解を肯定

しています。こういった見解に内閣府は賛成ですか。また、そういった見解の団体は、公益社団法人として適格ですか。

2 F P I C の面会交流援助のあり方が公平性を担保し、子どもも含めた当事者の人権が確保される再検討案が示されない場合には、F P I C の公益認定を取り消してください。また、取り消さない場合はその理由も教えて下さい。

3 今回の人権侵害行為について、F P I C に立入調査し、F P I C に面会交流の援助のあり方を再検討するように求めて下さいますか。またしない場合はその理由を教えてください。

***回答は得られませんでした。家庭問題情報センターについての苦情は複数内閣府に寄せられていることがわかりました。**



家庭裁判所チェック2012

2013年1月初版発行

発行・共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

T 03-6226-5419 F 03-6226-5424

Mailto: info@kyodosinken.com